用語解説

ーあー

【案内サイン】

地区や建物の所在や位置関係を表すもので、地図がこれに相当します。

【オープンガーデン】

個人所有の庭を一般の人に公開すること。また、その庭。

[1920年代、イギリスで個人の庭園を有料で公開し、入園料をチャリティーにあてたのが始まりとされ、日本でも1990年代後半から広がっている。料金や公開方法などはさまざま]

ーさー

【ストリート・ファニチャー】

街頭を彩る家具という意味で、電車、バスの停留所、公衆電話ボックスなどの小 建造物やベンチ、街路灯、郵便ポスト、くず入れなどが含まれる。

歩道を、単に歩くための空間としてだけでなく、楽しく散策することができるようにするための施設で、最近ではデザインに趣向を凝らしたものが多くもうけられるようになった。

ーたー

【地区計画制度】

一定の区域について、土地や建物の利用目的、形状などを規制、誘導する都市計 画法に定められた制度の一つ。

ーはー

【ファサード】

フランス語で建築物の正面のことをいい、人間にたとえると「顔」にあたる。 建築物においても、デザイン面で重要な役割をもっている部分である。

また、都市の景観形成上も重要な構成要素のひとつであり、周辺の環境などを十分に配慮しつつ、調和のとれたファサードを形づくることも大切となる。

なお、一般的には、建築物の正面玄関側の立面をさすが、デザインなどにおいて 重要な面を有しているのであれば、側面や背景にかかわらずファサードとよぶ場合 もある。

-t-

【モータリゼーション】

全国道路網の整備と流通経済の高まりに伴って、自動車による活動の比重が大きくなっている。一般的には、市民が使用する乗用車による生活形態とトラックなどの貨物自動車による流通形態を含めた総称をいう。

-ら-

【ランドマーク】

景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつものをいう。

ランドマークは、分かりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザイン要素として活用される。

【緑地協定】

都市緑地保全法第14条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意により、市町村長の許可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。

協定には、対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置が定められ、許可の公告後その区域に移転してきたものに対しても効力を有する。